

THE ダンディーズ 定款

平成 20 年 9 月 13 日作成
平成 20 年 9 月 23 日第一回改定

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称)

この団体は、THE ダンディーズと称する。ただし、D と称することはこれを妨げない。

第 2 条 (事務所)

この団体は、事務所を特に設けることを要しない。ただし、連絡体制を構築する上で電子掲示板を主とする実態を持たない電子上事務所を活用するものとする。

第 3 条 (目的)

この団体は、日本人独特の四季を感じる心を重んじ、各種野外活動、競技大会に参加することによって忘れ去られつつある四季の移ろいを感じる心を享受し、同時に上記活動の普及、総体的向上に寄与することを目的とする。

第 4 条 (事業)

この団体は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 野外活動及び競技大会への参加
- (2) 野外活動及び競技大会への援助、参画
- (3) 団体の持続的発展の為に資金調達、運用

第 2 章 会 員

第 5 条 (資格)

この団体の会員になる資格は、次の通りとする。

- (1) 社会人であること
- (2) この団体の理念に賛同する者
- (3) 上記以外に特別な事情がある場合は、準会員に即する立場として入会することを妨げない。
- (4) 上記の場合の呼称は訓練生とする。

第 5 条の 2 (種別)

この団体の会員は次の 2 種に種別される。

- (1) 正会員 理事、監事に選任される権利を有する。
- (2) 準会員 理事、監事に選任される権利を有しない。

第5条の3 (入会)

前項の要件を満たす者であればその時点で入会したものとみなす。ただし、本人の了解のない場合はこの限りではない。

第6条 (会費)

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第7条 (資格の喪失)

会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき。
- (3) 除名されたとき。

第8条 (退会)

会員が退会をしようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

第9条 (除名)

会員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決を得て、会長が除名することができる。この場合、その会員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき。

第3章 役員及び職員

第10条 (役員)

この団体に次の役員を置く。

理 事 5人以上10人以内
監 事 1人または2人

2 理事のうち、1人を会長、1人を副会長、2人以内を専務理事、2人以内を雑務とする。

第11条 (役員を選任)

理事及び監事は理事会において正会員の中から選任する。

- 2 理事は互選により、会長、副会長及び選任理事を選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にかねることができない。

第12条（理事の職務）

会長は、この団体を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事し、総会及び代議員会の議決した事項を処理する。
- 4 雑務は、上記役職の範囲外に当たるすべての職務を必要に応じて行う。なお、その職務に当たるには上記役職の認可を得ることを条件とする。
- 5 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

第13条（監事の職務）

監事は、この団体の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 会費の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行を監査する
- (3) 会費の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること

第14条（任期）

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

第15条（解任）

役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数の4分の3以上及び理事会において出席者の3分の2以上の議決により、会長がこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他、役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第16条（報酬）

役員は無給とする。

第17条（職員）

この団体の事務を処理するために必要であると判断した場合には職員を置くことができる。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 職員は、有給又は無給とする。

第4章 名誉役員

第18条（種類等）

この団体に名誉会長、名誉副会長、顧問、参与及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長、名誉副会長、顧問、参与及び相談役は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、名誉副会長、顧問、参与及び相談役は、会長の諮問に応じるものとする。
- 4 上記役員の呼称はこれに限られない。

第5章 会議

第1節 理事会

第19条（構成）

理事会は、理事を持って構成する。

第20条（権能）

理事会はこの定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他会務の執行に関する事項。

第21条（召集）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたとき。
- (3) 第13条第4号の規定により、監事から招集を請求されたとき。

2 理事会は、会長が招集する。

3 会長は、第1項第2号又は第3号の請求をされたときは、次回理事会又は総会に於いて審議しなければならない。

4 理事会の招集は、少なくとも30日前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面を發して通知する。

5 前項の通知は書面に限らない。

第22条（議長）

理事会の議長は、会長がこれに当る。

第23条（定足数等）

理事会は、理事現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の理事を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第24条（議事録）

理事会の議事については、議事録を作成し、議長及びその会議において選任された者は書面によるものを保存、管理しなければならない。そのほか電子情報として保存、管理しておくことが望ましい。

第25条（呼称）

理事会の呼称をD会とするときはこれを妨げない。

第2節 総 会

第26条（種 別）

この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第27条（構成）

総会は、会員をもって構成する。

第28条（権能）

次の事項は、総会に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 会費の収支に関する事項
- (2) 活動計画及び援助資金に関する事項
- (3) 役員を選任に関する事項
- (4) その他理事会で必要と認めた事項

第29条（招集）

通常総会は、毎年1回会長が招集する。

- 2 臨時総会は、理事会が、必要と認めたとき、会長が招集する。
- 3 前項のほか、会員20人以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたとき又は第13条第4号の規定により、監事から招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第30条（議長）

総会の議長は、会長がこれに当る。

第31条（定足数等）

総会は、会員20人以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

- 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第32条（議事録）

総会又は臨時総会の議事については、議事録を作成し、議長及びその会議において選任された者は書面によるものを保存、管理しなければならない。そのほか電子情報として保存、管理しておくことが望ましい。

第6章 資産及び会計

第33条（資産の構成）

本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 活動に要する可能性がある装備
- (3) その他の収入

第34条（会費の種別）

この団体の会費は団体維持費と活動資金の2種とする。

- 2 団体維持費は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 電子掲示板の管理、維持費
 - (2) 理事会又は総会の開催にかかる諸費用
 - (3) 団体装備の維持、管理費
- 3 活動援資金は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 各種野外活動、競技大会の参加費
 - (2) 各種野外活動、競技大会への援助、参画にかかる諸費用
 - (3) 有事発生の際の緊急活動費

第7章 定款の変更及び解散

第35条（定款の変更）

この定款は、理事の各々の3分の2以上の議決並びに、総会において出席者の半数の議決を経なければ変更することができない。

第36条（解散）

本会の解散は、理事の各々の3分の2以上の議決並びに、総会において出席者の半数の議決を経なければならない。

第8章 補則

第37条（委任）

この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、別に定める。

附則

この定款は、直近のD会の許可を得て、平成20年10月1日から施行する。

THE ダンディーズ 定款施行規則

第1条（事業）

この団体は、日本人独特の四季を感じる心を重んじ、各種野外活動、競技大会に参加することによって忘れ去られつつある四季の移ろいを感じる心を楽しむ、同時に上記活動の普及、総体的向上に寄与することを目的として、定款第4条の事業を次のとおり行うものとする。

- (1) 野外活動及び競技大会への参加
- (2) 野外活動及び競技大会への援助、参画
- (3) 団体の持続的発展の為の資金調達、運用

第2条（会費）

定款第6条の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員の会費は年会費とする。なお、年会費は3,000円とし、毎年納入する。
- (2) 準会員の会費は年会費とする。なお、年会費は1,000円とし、毎年納入する。
- (3) 会費の納入時期は総会若しくは各種活動中とする。ただし、やむを得なくこれをしていない場合はこの限りでない。

第3条（権利の停止）

会員が会費を滞納したときは、これを完納するまでその権利を停止されるものとする。

第4条（支部）

本会に、理事会の議決を経て支部を置き、会員をもって組織する。

2 支部の種類は次のとおりとする。

(1) 地方支部

ア 関東を中心に活動している会員以外で、理事会、総会又は年間活動報告会に参加が困難な会員は地方ごとに支部を置くことができる。

イ 支部に支部長、副支部長及び必要な役員を置く。ただし、人員が確保できない場合はこの限りでない。

(2) 海外支部

ア 海外で活動している会員で、理事会、総会又は年間活動報告会に参加が困難な会員は国又は地域ごとに支部を置くことができる。

イ 支部に支部長、副支部長及び必要な役員を置く。ただし、人員が確保できない場合はこの限りでない。

第5条（委員会）

この団体に、次に挙げる委員会を置く。

- (1) 財政委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 電子情報管理委員会
- (4) 組織委員会

- 2 この団体に、理事会の議決を経て、特別委員会又は専門委員会を置くことができる。
- 3 委員会に委員長、副委員長及び委員を置き、任期は定款第14条の規定を準用する。
- 4 委員長は、理事会において正会員の中から選任する。
- 5 委員長は、理事に準ずるものとし、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 6 副委員長及び委員は、正会員の中から委員長が推薦し、会長が委嘱する。
- 7 その他委員会に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第6条（下部組織）

この団体に、次に挙げる下部組織を置く。

- (1) K
- (2) R
- (3) その他

- 2 この団体に、理事会の議決を経て、下部組織を置くことができる。
- 3 下部組織の構成員は定款第5条に定める訓練生を持って成すものとする。
- 4 その他委員会に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第7条（改 廃）

この規則の改廃は、総会の議決を経て行う。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

